

今どきの犬の飼い方

今どきは、オシッコやウンチはおうちで済ませる

自宅の決まった場所で排せつする習慣をつけておくと、道路などを汚すことがないだけでなく、車の通行を心配しながら路上でウンチを拾う必要もなく、安全に散歩できます。

散歩に行く前に自宅敷地内を歩かせ、排せつをしたらほめ、それから散歩に行くようにするとしつけることができます。

また、散歩中あちこちに尿を少しずつ何度もかけることをマーキングと言いますが、犬が自分の縄張りを主張する行動です。排尿後であれば、マーキングをさせなくても健康上問題はありません。リードを短く持って草むらや電柱で他の犬のしたオシッコのにおいをかがせないようにすることで、コントロールすることができます。



【メリット】

- ① 近所迷惑にならない
- ② ふん尿の始末がないので安全に散歩できる
- ③ 散歩の時間やタイミングが自由になる

今どきは、不妊去勢手術をして飼う

「手術するのはかわいそう」、「自然に任せるのがいい」などの意見もあるようですが、実際には手術をした方が、犬も飼い主さんもストレスなく幸せに暮らせます。

生後6ヶ月程度で不妊去勢手術を行えば特に効果が高く、穏やかでしつけしやすい犬になります。

また、オス犬のマーキングを抑えることもできます。



【メリット】

- ① 性格が穏やかになり、しつけがしやすくなる
- ② なわばりを守る意識が弱まり、マーキングが減る
- ③ 発情期のストレスがなくなり、脱出、放浪が減る
- ④ 老化に伴い発症する前立腺や子宮の病気にならない

今どきは、室内で飼う

犬は群れで暮らす習性を持っており、屋外の犬小屋に一匹で置かれるよりも、飼い主さんの側で暮らす方が幸せです。

また、老犬にとって冬の屋外飼養は厳しいものです。

最近は室内で犬を飼うための便利用品（ケージやトイレシートなど）もたくさん販売されています。吠えなどの問題行動も、飼い主さんの側でしつけをすることで、屋外飼養に比べ改善することができます。



【メリット】

- ① 犬にとって快適な生活環境になる
- ② 犬と飼い主との絆が深まりしつけをしやすくなる
- ③ 犬の変化に気づきやすく、健康管理しやすい

飼主のみなさまへ

犬も社会の一員です。しっかりしつけを行い、他人に迷惑をかけないよう責任を持って飼いましょう。

犬は法律で生涯飼育が義務づけられ、捨てた場合は100万円以下の罰金が科せられます。また餌を与えない等虐待した場合も同様です。

今でも、「犬のフン」に関する苦情が市町村や保健所にたくさん寄せられています。ご近所からワンちゃんが嫌われないためにも、飼犬のフンは必ず持ち帰ってください。

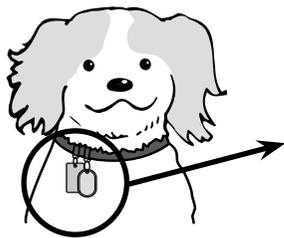
また、望まない妊娠を避け、子宮蓄膿症や乳ガン、前立腺ガンといった病気のリスクを避けるためにも、メスだけでなくオスも不妊去勢手術をしましょう。

登録と狂犬病予防注射

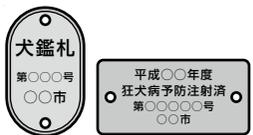
登録は生涯1回、狂犬病予防注射は毎年1回受けなければなりません。これから毎年春に注射の連絡が行きますので、忘れずに受けてください。

鑑札、注射済票（封筒に入っている金属のプレート）は必ず犬に装着してください。

番号は1頭ずつ違いますので迷子札の役割を果たします。



首輪には必ず鑑札と注射済票を!!



犬を散歩させるとき

犬にとっては、毎日の運動が大切です。

運動不足は、病気にかかりやすくなったり、欲求不満で吠えたり、攻撃的になる場合があります。

散歩中に犬が逃げたり、他人に噛み付くなどの事故が起きていますので十分注意しましょう。

① 適当な長さの丈夫なリードで、犬を十分制御できる体力のある人が運動させてください。

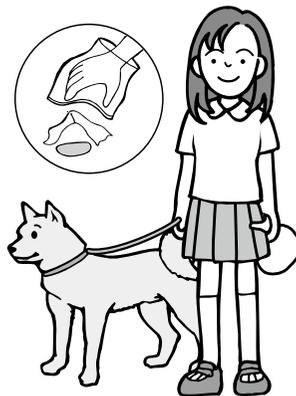
ノーリードでの散歩は、県条例で禁止されています。

② 交通のはげしい場所、人通りの多い所、子供の遊び場、通勤、通学の時間をさけて運動させてください。

③ 自転車での散歩やリードを伸ばしての散歩は、犬の急な動きに対応できず大変危険です。

④ 散歩中に排便した場合は、持ち帰りきちんと処理してください。

※犬の飼育でトラブルが一番多いのは、フンの後始末をしないことです。



飼犬が亡くなった場合

市町村担当窓口死亡届を出してください。

遺体はペット霊園で火葬してもらうか、市町村の指示する場所に持ち込む方法があります。詳しくは市町村担当窓口にご相談ください。

担当窓口：長岡市環境業務課

0258-24-2837

小千谷市市民生活課

0258-83-3509

見附市市民生活課

0258-62-1700(代)

出雲崎町市民課

0258-78-2294

飼犬が人をかんだ場合

すぐに長岡保健所生活衛生課(0258-33-4936)に届け出をしてください。届け出は条例で義務づけられています。



犬の飼い方・しつけ方などペットに関する相談は、新潟県動物愛護センター（長岡市関原町1丁目、0258-21-5501）でも受け付けています。お気軽にご相談ください。

発行：長岡保健所管内狂犬病予防推進協議会

事務局：長岡市沖田3丁目2711-1

長岡保健所生活衛生課内